



専門医制度委員会

専門医制度委員会担当理事・委員長 芳賀信彦

専門医制度委員会はリハビリテーション科専門医に関する様々な課題に対応しています。リハビリテーション科専門医の制度は1980年に当医学会が認定する形で発足しました。一方で各学会が認定する専門医の質を問う意見に対応し、厚生労働省は第三者機関を設立し専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的行うことを決定しました。これを受けて日本専門医機構が2014年に設立され、リハビリテーション科は19基本領域の1つと認定されました。日本専門医機構が主導する新専門医制度は当初の予定より1年遅れて、2018年度からスタートしています。

当医学会では新専門医制度を見据え2013年に専門医制度対策委員会を立ち上げて準備を進め、2014年に当委員会がその業務を引き継ぎました。当委員会では策定した研修プログラム整備基準に基づき、スタート時には75の研修プログラムが認定され、2024年度に

は96プログラムになっています。またこの間に採用した専攻医も年度あたり98名から156名に増加しました。一方で新専門医制度の開始時から医師の地域偏在への対応としてシーリング制度が導入され、リハビリテーション科では東京都が対象になっています。

さらに、他の基本領域とのダブルボード構築、臨床研究医コース、専門医更新条件の整備など日本専門医機構の方針に当医学会として対応する課題も多く、当委員会は関係する認定委員会、試験委員会、教育委員会などと協力して検討しています。新専門医制度は完全なものではなく、多くの修正が行われています。特に重要な点は当医学会のホームページに「新専門医制度のお知らせ」として掲載していますので、指導医や専攻医の皆様は機構のホームページとあわせて最新の情報を入手し、適切な対応を心がけていただきたいと思います。

障がい者福祉委員会

障がい者福祉委員会担当理事 浅見豊子

障がい者福祉委員会は、障がい者を支援する活動を支援する取り組みを行っています。

当医学会学術集会では、身体障害者診断書・意見書の書き方に関する教育講演の演者の推薦や講演スライドの監修などを行い、会員の診断書作成スキルの向上に貢献しています。また、「医療関係者のための福祉ハンドブック Q & A 2025」「障害者総合支援法に基づく補装具制度の知識 2022」「身体障害者診断書・意見書作成の手引き 2015」といったマニュアルの内容を適宜更新しながら作成しています。さらに、現在、当委員会で作成・提供した「身体障害者福祉法第15条に定める指定医師向け医師の診断書作成マニュアル」が厚生労働省のHPで一般公開されています。

今年度からは、生活期で使う義肢・装具・車椅子などを支給するための補装具費支給制度に関する厚生労働省からの毎年の書面ヒアリングへの答申を当委員会



当委員会 Zoom 会議

が担当することになりました。毎年春に行われる告示改正でより良い制度になるよう、会員からの意見が反映されたエビデンスの裏付けのある建設的な意見を述べていきたいと考えています。

障がい者支援に対し当医学会が率先して行っている取り組みについて、これからも内外に向けて発信していきたいと考えていますので、皆様には引き続きご協力をいただけますようよろしくお願い致します。